

(別紙1)

国東半島宇佐地域世界農業遺産地域ブランド認証品目及び認証基準

1 認証品目：乾しいたけ、シチトウイ加工品、米、^{ちゃ}茶の湯炭^{ゆずみ}

2 認証基準

認証品目	要件
乾しいたけ	<ul style="list-style-type: none">①. 認定地域内で伐採された原木を使用していること②. 認定地域内で生産、乾燥されたものであること③. 大分乾しいたけトレーサビリティ協議会員であること④. 会長が指定する検査機関において検査を受け、別紙2の品質基準に合致すると確認されたもので、③の協議会員において袋詰されたものであること
シチトウイ加工品	<ul style="list-style-type: none">①. 加工品に使用されているシチトウイが認定地域内で生産されたものであること②. 生産者、工芸士はくにさき七島蘭振興会の会員であること③. 会長が指定する検査機関において検査を受け、別紙3の品質基準に合致すると確認されたもの
米	<ul style="list-style-type: none">①. 認定地域内で生産され、農産物検査により1等に格付けされたものであること②. 以下のいずれかに該当すること<ul style="list-style-type: none">ア. 有機農産物イ. 特別栽培農産物かつ、タンパク質含有率6.5%以下(水分14.5%時)のもの
^{ちゃ} 茶の湯炭 ^{ゆずみ}	<ul style="list-style-type: none">①. 認定地域内で伐採されたクヌギ原木を使用していること②. 認定地域内で生産されたものであること③. 会長が指定する検査機関において検査を受け、別紙4の品質基準及び出荷基準に合致すると確認されたもの

3 認証マーク

乾しいたけ

この乾しいたけは、国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会が、地域内の原木から生産され品質の優れたものとして認証したものです。



シチトウイ加工品

この加工品に使用されているシチトウイは、国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会が、国内唯一の産地「国東半島地域」で生産されたものを使用していることを保証したものです。



米

・有機栽培米

この米は、国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会が、地域内で生産された有機農産物として認証したものです。



・ 特別栽培米

この米は、国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会が、地域内で生産された特別栽培米のうち、食味基準を満たすものとして認証したものです。



ちゃ ゆずみ
茶の湯炭

この炭は、国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会が、地域内のクヌギの原木から生産され、品質基準及び出荷基準を満たすものとして認証したものです。

